

平成30年度 第2回看護師の特定行為研修に係る説明会
2019年3月12日

特定行為に係る看護師の研修制度



厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

本日の内容

1. 特定行為に係る看護師の研修制度の概要
2. 特定行為研修制度に係る現状と推進方策
3. 特定行為研修制度の今後の方針性

1. 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

2025年に向けた医療提供体制の改革

2025年：団塊の世代が75歳以上 《国民の3人に1人が65歳以上・5人に1人が75歳以上》

〔高齢化の進展に伴う変化〕

- ・ 慢性疾患、複数の疾病を抱える患者が増える
- ・ 手術だけでなく、その後のリハビリも必要となる患者が増える
- ・ 自宅で暮らしながら医療を受ける患者が増える



医療介護総合確保推進法による改革の主な内容

〔地域における質の高い医療の確保、質の高い医療を確保するための基盤の整備〕

- ・ 医療機関の医療機能の分化・連携、在宅医療の充実
- ・ 医師・看護師等の確保対策、医療機関の勤務環境改善、チーム医療の推進
- ・ 医療事故調査の仕組みの創設 等



改革の方向性

- ① 高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、
- ② 患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにする

チーム医療の推進

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、「チーム医療」を推進し、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供していきます。

医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し

特定行為を行う看護師の研修制度の創設

平成27年10月施行

- ・ 診療の補助のうち一定の行為を「特定行為」として明確化
- ・ 医師・歯科医師が作成する手順書により特定行為を行う看護師の研修制度を創設

診療放射線技師の業務範囲の見直し

- ・ 放射線の照射等に関連する行為(造影剤の血管内投与等)を業務範囲に追加
- ・ 病院又は診療所以外の場所で、健康診断として胸部X線撮影を行う場合には、医師・歯科医師の立会いを不要とする

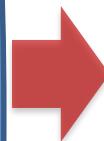
臨床検査技師の業務範囲の見直し

- ・ 検査のための検体採取(鼻腔拭い液による検体採取等)を業務範囲に追加

歯科衛生士の業務実施体制の見直し

- ・ 歯科衛生士が予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととする

各医療従事者が専門性を発揮しつつ連携



患者の状態に応じた適切な医療を提供

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

制度の目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

◆ 研修を受けるとこのようにかわります

脱水を繰り返すAさんの場合

特定行為：脱水症状に対する輸液による補正

研修受講前

医師

Aさんの診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

看護師

医師にAさんの状態を報告

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示

看護師

点滴を実施

看護師

医師に結果を報告

研修受講後

医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

手順書に示された

病状の範囲内



手順書によりタイマーに

点滴を実施



医師に結果を報告

病状の範囲外

医師に報告

①特定行為及び特定行為区分

特定行為

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして別紙に掲げる38行為であること。

(改正後の法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係)

特定行為区分

特定行為区分は、特定行為の区分であって、別紙のとおり21区分であること。

(改正後の法第37条の2第2項第3号、特定行為研修省令第4条及び別表第2関係)

【別紙】特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		透析管理関連
	人工呼吸器からの離脱		急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
	一時的ペースメカリードの抜去	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		抗精神病薬の臨時の投与 抗不安薬の臨時の投与
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換		皮膚損傷に係る薬剤投与関連
	膀胱ろうカテーテルの交換		抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去		
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		

②手順書

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録※1であって、次に掲げる事項が定められているものであること。

- (1) 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- (2) 診療の補助の内容
- (3) 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者※2
- (4) 特定行為を行うときに確認すべき事項
- (5) 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- (6) 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

※1 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

※2 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者とは、当該手順書が適用される患者の一般的な状態を指し、実際に手順書を適用する場面では、医師又は歯科医師が患者を具体的に特定した上で、看護師に対して手順書により特定行為を行うよう指示をする必要があること。

手順書による指示のイメージ

指示

「直接動脈穿刺法による採血」に係る手順書のイメージ

- <指示>
- ・患者の特定
 - ・特定行為を実施する
 - ・看護師の特定
 - ・処方内容
(薬剤に関連する行為の場合)
 - ・どの手順書により特定行為を行うのか
ほか

事項	具体的な内容
○当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者
○看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれもが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる(SpO_2 、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下(GCS●点以下又はJCS●桁以上)が認められる
○診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
○特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかりと触れ、血腫がない
○医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
○特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する(結果が出たら速やかに報告)

(参考) 特定行為に係る手順書例集

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000112464.pdf>

③特定行為研修

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係)

- 特定行為研修は、次に掲げる研修により構成される。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：315時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合 計	315



区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72時間

(例)

特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

- 共通科目の各科目及び区分別科目は、講義、演習又は実習により行う。
- 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。

(施行通知第2の5)

特定行為研修の受講者

- 特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定される。
ただし、これは3～5年以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではない。
- 概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師とは、所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができるものであり、チーム医療のキーパーソンとして機能することができるものである。

④指定研修機関

【指定の基準】

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいう。

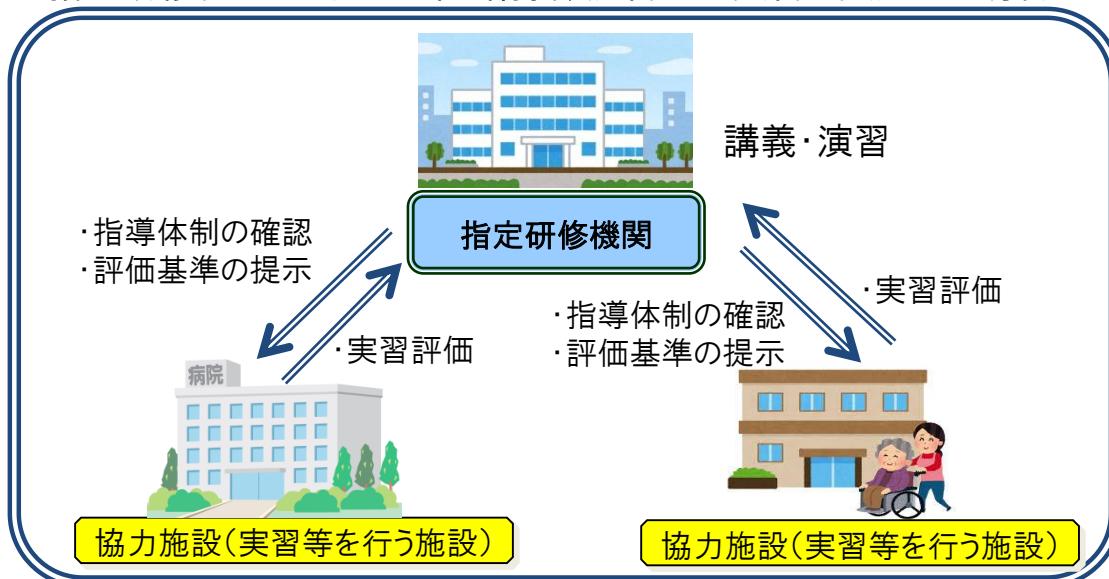
<指定の基準>

- (1) 特定行為研修の内容が適切であること。
- (2) 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用できること。
- (3) 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- (4) 適切な指導体制を確保していること。
- (5) 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- (6) 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。
- (7) 特定行為研修管理委員会を設置していること。

【協力施設と連携協力して特定行為研修を行う場合の体制】

- ・協力施設において、実施責任者を配置
- ・指定研修機関と協力施設との緊密な連携体制を確保
- ・指定研修機関と協力施設との間で、指導方針の共有
- ・関係者による定期的な会議の開催等

＜指定研修機関以外で一部の講義、演習又は実習を実施する場合＞



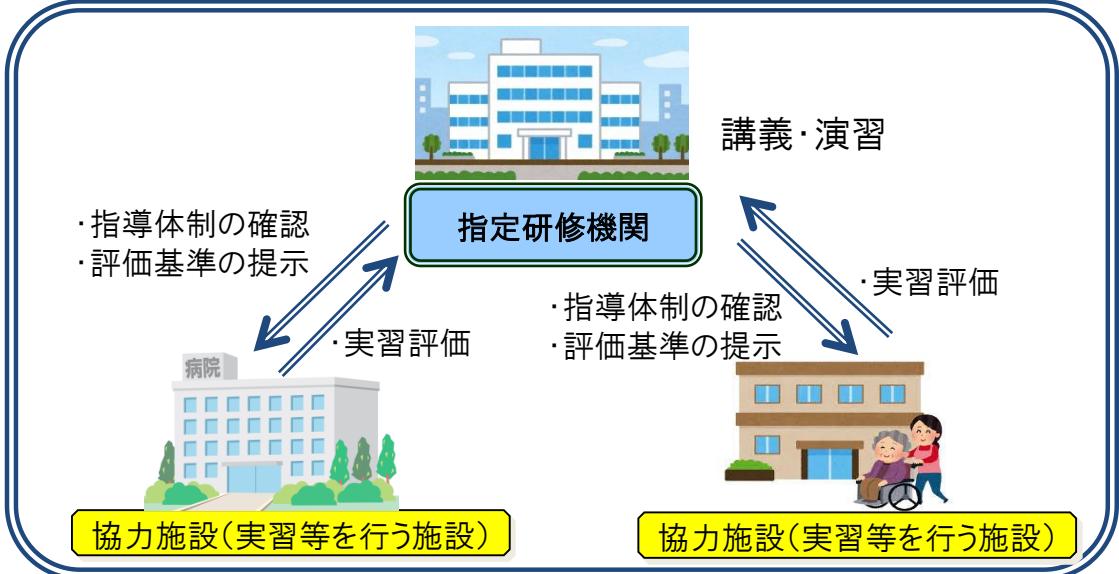
就業しながらでも受講が可能

- 指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義、演習又は実習を行うことが可能。
- 講義・演習は、印刷教材等による授業、メディアを利用した授業など、大学通信教育設置基準(第3条第1項及び第2項)に定める方法で実施することが可能。

＜指定研修機関で全てを実施する場合＞



＜指定研修機関以外で一部の講義、演習又は実習を実施する場合＞



- 実習は、受講生の所属施設等での実施も可能。



病院



診療所



介護老人保健施設

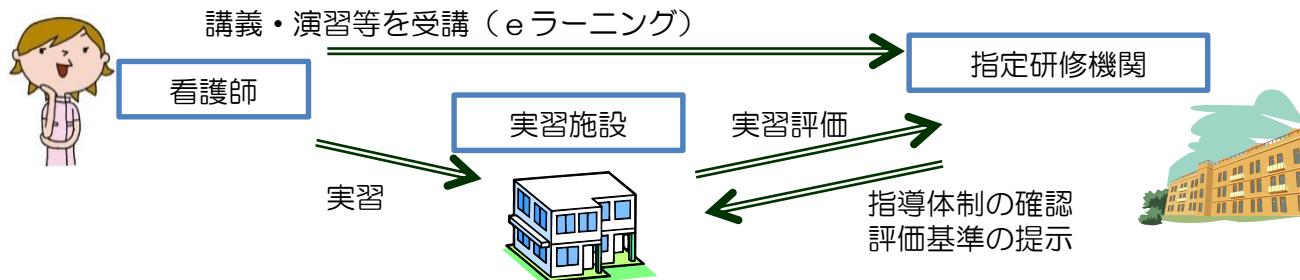


訪問看護ステーション

指定研修機関におけるe ラーニングを活用した研修の実施状況

研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関は、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は共通科目と区分別科目で構成され、講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、e ラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている

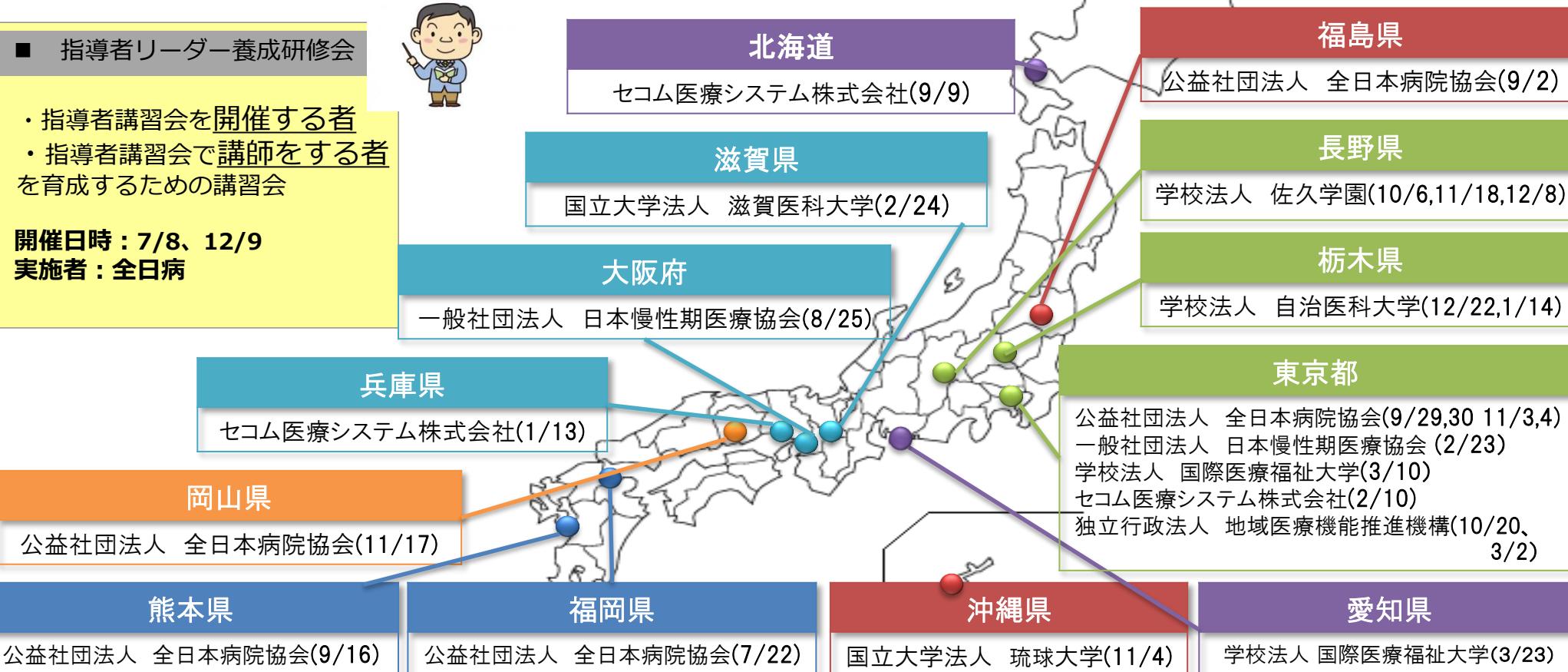


e-ラーニングの活用状況	指定研修機関数	導入率
共通科目で活用している	105 (113機関中)	92. 9%
区分別科目で活用している	83 (113機関中)	73. 4%
共通科目で活用している(大学院修士課程を除く)	102 (104機関中)	98. 0%
区分別科目で活用している(大学院修士課程を除く)	81 (104機関中)	77. 8%

特定行為研修の指導者育成について

- 特定行為研修の指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいとされている。（「保健師助産看護法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」医政発0317第1号）
- 特定行為研修指導者講習会を開催する場合は、「看護師の特定行為研修にかかる実習等の指導者研修の開催の手引き」を参考にすること。
- 平成30年度の特定行為研修指導者講習会（厚生労働省委託）は、全国13都道府県での開催しているが、開催場所、日時は厚労省HPでご確認ください。

■ 平成30年度 指導者講習会開催場所（日程）



指定研修機関の申請パターン(イメージ)

【単独型】

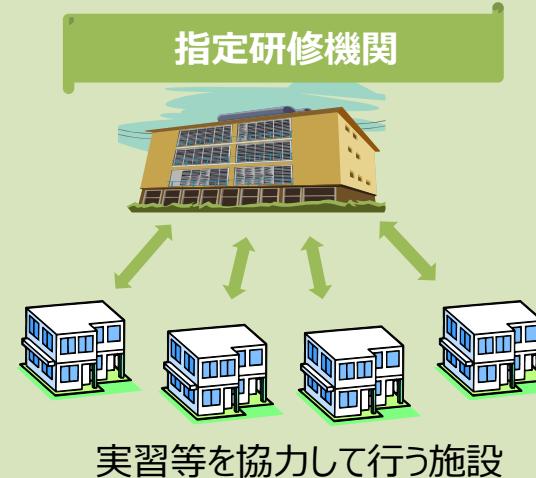
- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営および、講義・演習・実習のすべてを行う。

- カリキュラムの作成
- 研修実施体制整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 講義・演習の実施および評価
- 指定研修機関の指定申請および年次報告などの事務処理等



【協力型】

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営を行う。
- ◆ 指定研修機関と協力して複数の施設で講義・演習・実習を行う。



- (例)
- カリキュラムの作成
 - 研修実施体制整備
 - 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
 - 修了証の交付
 - 修了者の名簿管理
 - 講義・演習の実施
- 等

- (例)
- 実習の実施、評価 等

参考：指定研修機関における事務の委託について

指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託することが可能。（事務の委託の範囲は問わない）

指定研修機関



指定研修機関



指定研修機関



指定研修機関



事務の一部の委託

団体本部 等

(例)

- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価

等

(例)

- 指導者の確保に係る手続き
- カリキュラムの作成
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理

- 受講者の募集に係る手続き
- 指定研修機関の指定申請及び変更の承認に係る申請

等

⑤ 留意事項

- 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為の実施に当たり、医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が行う。
- 本制度は、従来の診療の補助の範囲を変更するものではなく、従前通り、看護師は、医師又は歯科医師の指示の下、特定行為に相当する診療の補助を行うことができるが、引き続き、これを適切に行うことができるよう、病院等の開設者等は、人材確保法の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮等を講ずるよう努めること。また、看護師は、保助看法及び人材確保の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めること。

- 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、安全に行うことができるよう、知識及び技能に関して事前の確認を受けることが望ましい。

また、特定行為を行う医療現場においては、既存の医療に関する安全管理のための体制等も活用しつつ、特定行為の実施に関して以下を行うことが望ましい。

- (1)実施開始前に、使用する手順書の妥当性を検討する。
- (2)実施後に、定期的に手順書の妥当性の検証や特定行為の実施に係る症例検討等を行う。

- 特定行為を行う個々の医療現場においては、当該看護師が特定行為研修の修了者であることが、患者、家族、医療関係者等にわかるよう配慮する。

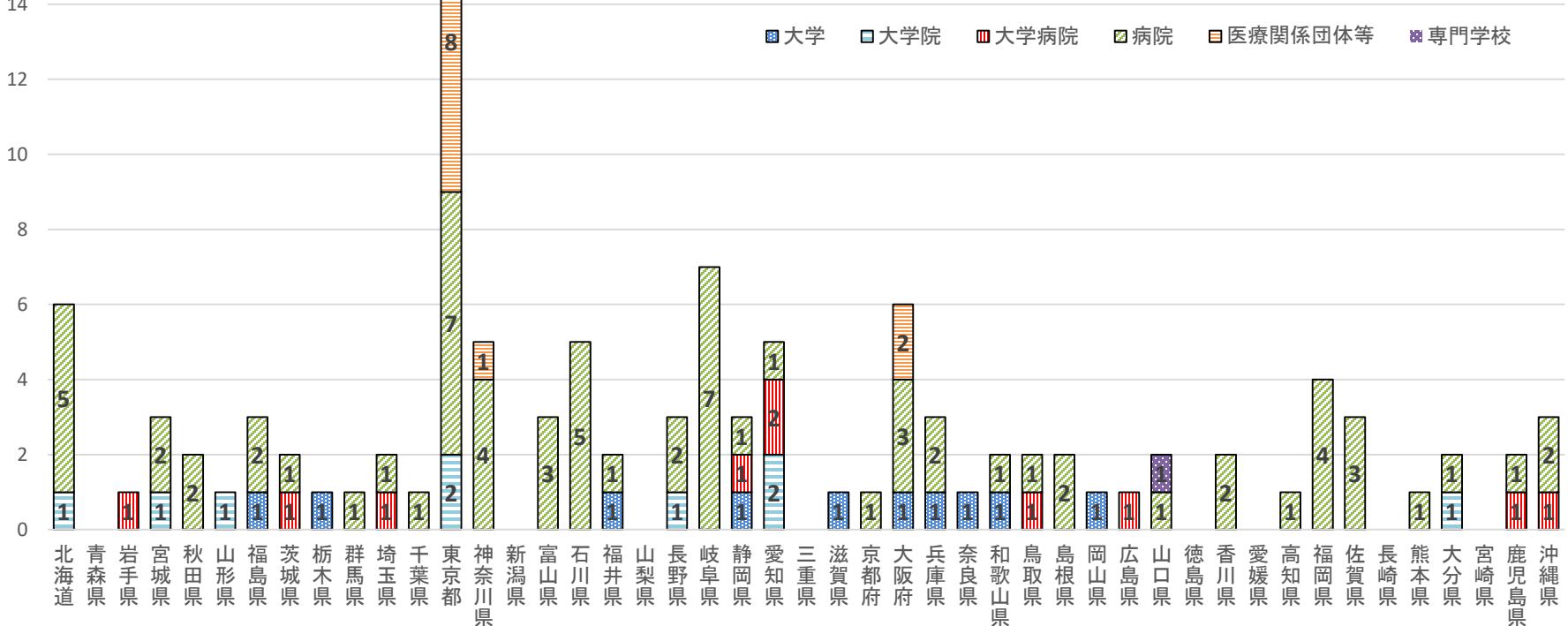
2. 特定行為研修制度に係る現状と 推進方策

特定行為研修を行う指定研修機関の状況

■ 都道府県別指定研修機関数

■ 施設の種類別指定研修機関数

大学	大学院	大学病院	病院	医療関係団体等	専門学校	総計
10	9	10	72	11	1	113機関
9%	8%	9%	64%	10%	1%	100%



看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（1／2）（39都道府県113機関（2019年2月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日	所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
北海道	旭川赤十字病院	2区分	2018/2/19	群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	1区分	2016/8/4
	医療法人社団 エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院	3区分	2018/8/30	埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	13区分	2015/10/1
	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1		学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	7区分	2016/2/10
	清水赤十字病院	1区分	2019/2/21	千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	3区分	2016/2/10
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1区分	2017/8/2		一般社団法人日本慢性期医療協会	9区分	2015/10/1
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	8区分	2018/2/19		医療法人財団慈生会 野村病院	1区分	2018/2/19
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	7区分	2015/10/1		医療法人社団永生会	2区分	2017/8/2
宮城	石巻赤十字病院	4区分	2019/2/21		医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
	医療法人浄仁会 大泉記念病院	2区分	2019/2/21		学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10		学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1
秋田	秋田赤十字病院	1区分	2018/8/30	東京	公益財団法人日産厚生会玉川病院	5区分	2019/2/21
	社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	1区分	2018/2/19		公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21区分	2015/10/1
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27		公益社団法人日本看護協会	14区分	2015/10/1
福島	医療法人平心会 須賀川病院	6区分	2016/8/4		社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	3区分	2017/2/27
	公益財団法人星総合病院	4区分	2016/2/10		社会医療法人社団正志会 花と森の東京病院	1区分	2019/2/21
	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27		社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	7区分	2017/8/2
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	14区分	2016/8/4		セコム医療システム株式会社	10区分	2017/8/2
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院	7区分	2018/8/30		独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	20区分	2015/10/1		独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10
					日本赤十字社	5区分	2018/2/19
					武藏野赤十字病院	5区分	2018/2/19

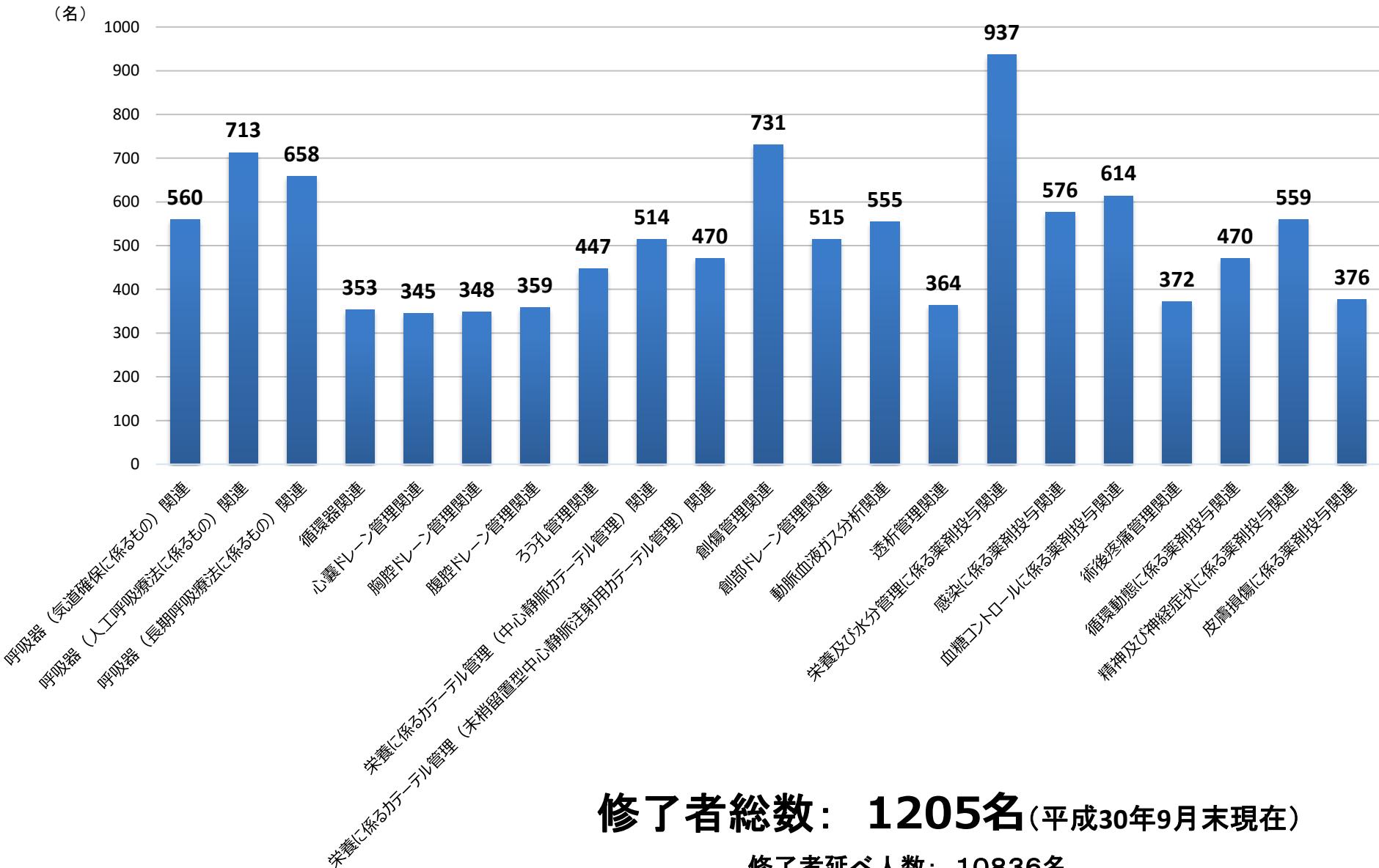
看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2／2）（39都道府県113機関（2019年2月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日	所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
神奈川	医療法人五星会 菊名記念病院	1区分	2017/8/2	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	1区分	2018/8/30
	医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	1区分	2017/8/2		県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	1区分	2019/2/21
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9区分	2017/8/2		学校法人 聖隸学園 聖隸クリリストファー大学	1区分	2018/8/30
	独立行政法人労働者健康安全機構	8区分	2019/2/21		公益社団法人有隣厚生会富士病院	11区分	2018/8/30
	横浜市立みなと赤十字病院	2区分	2019/2/21		国立大学法人浜松医科大学 浜松医科大学医学部附属病院	8区分	2019/2/21
富山	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	1区分	2018/8/7	静岡	医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター	1区分	2019/2/21
	富山県立中央病院	4区分	2019/2/21		学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	南砺市民病院	2区分	2019/2/21		学校法人藤田学園 藤田医科大学大学院 保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
石川	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2区分	2017/8/2		学校法人藤田学園 藤田医科大学病院	6区分	2019/2/21
	公立能登総合病院	1区分	2017/2/27		国立大学法人名古屋大学 名古屋大学医学部附属病院	13区分	2019/2/21
	公立松任石川中央病院	4区分	2017/8/2	愛知	国立大学法人滋賀医科大学	10区分	2016/2/10
	国民健康保険小松市民病院	2区分	2017/8/2		医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	7区分	2015/10/1
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	7区分	2016/8/4		医療法人藤井会 石切生喜病院	2区分	2019/2/21
福井	学校法人 新田塙学園 福井医療大学	3区分	2016/8/4	滋賀	公益社団法人 大阪府看護協会	13区分	2018/2/19
	市立敦賀病院	1区分	2018/8/30		公立大学法人大阪市立大学	6区分	2017/2/27
長野	伊那中央病院	4区分	2018/8/30		社会医療法人愛仁会	10区分	2016/2/10
	学校法人佐久学園 佐久大学大学院看護学研究科 看護学専攻	8区分	2018/2/19		社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	4区分	2019/2/21		社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 泉南医療福祉センター	2区分	2019/2/21
岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 捷斐厚生病院	1区分	2018/8/30	大阪	医療法人社団慈惠会新須磨病院	2区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	1区分	2018/8/30		学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	11区分	2017/2/27
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	1区分	2018/8/30		姫路赤十字病院	5区分	2018/2/19
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	4区分	2018/8/30	兵庫	公立大学法人奈良県立医科大学	10区分	2015/10/1
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	2区分	2018/8/30				

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2／2）（39都道府県113機関（2019年2月現在）

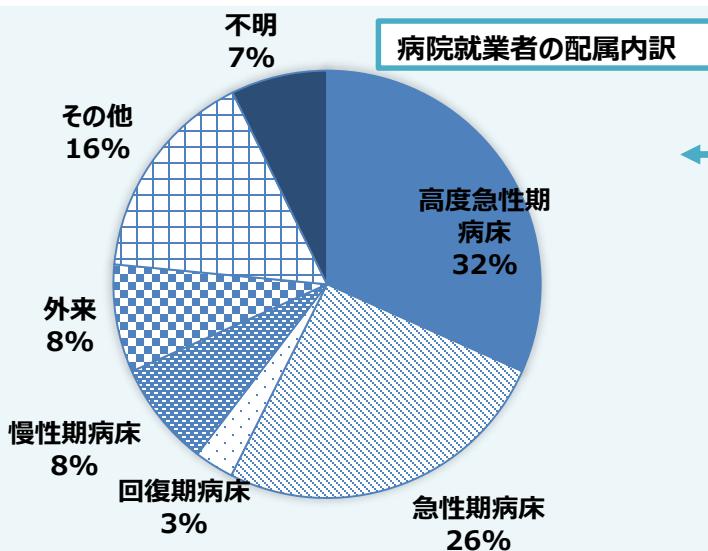
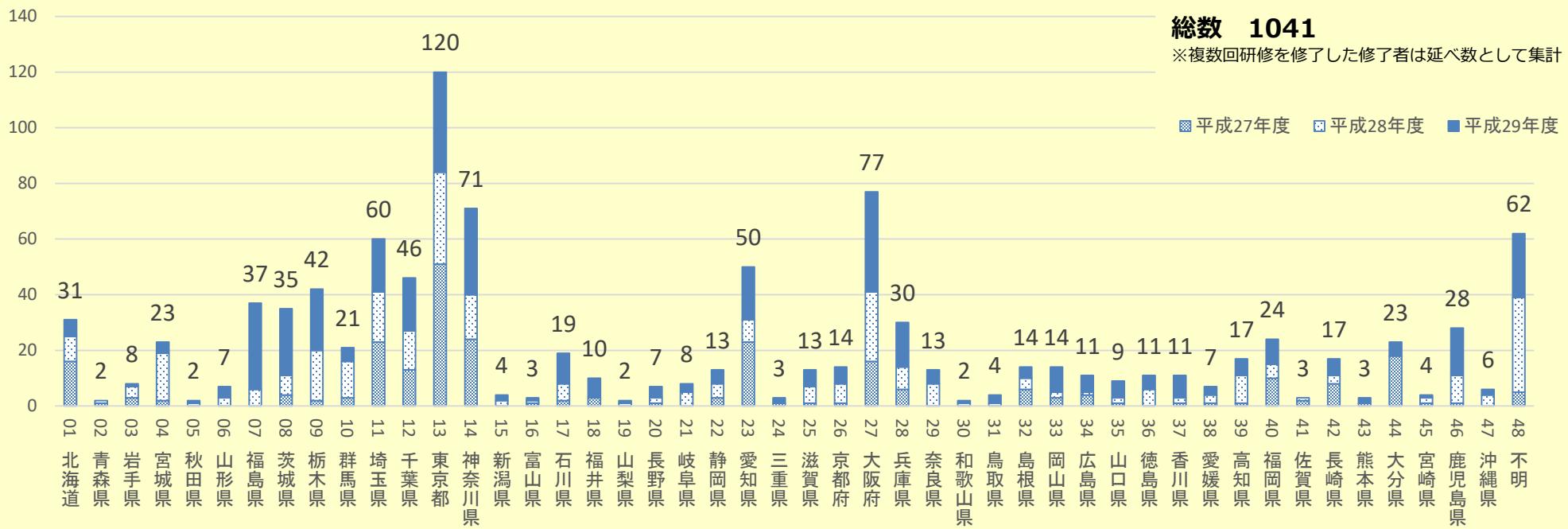
所在地	指定研修機関名	区分数	指定日	所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	6区分	2017/2/27	大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学 大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	日本赤十字社 和歌山医療センター	3区分	2019/2/21		社会医療法人敬和会 大分岡病院	2区分	2018/8/30
鳥取	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	5区分	2018/2/19	鹿児島	公益財団法人慈愛会 今村総合病院	2区分	2019/2/21
	鳥取赤十字病院	5区分	2019/2/21		国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	8区分	2016/8/4
島根	松江市立病院	2区分	2019/2/21	沖縄	医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院	2区分	2018/8/30
	松江赤十字病院	1区分	2019/2/21		国立大学法人琉球大学医学部附属病院	2区分	2018/2/19
岡山	学校法人 川崎学園	13区分	2017/2/27		社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	3区分	2018/2/19
広島	国立大学法人 広島大学病院	6区分	2019/2/21				
山口	医療法人茜会 ウエストジャパン看護専門学校	2区分	2019/2/21				
	綜合病院 山口赤十字病院	2区分	2018/2/19				
香川	高松赤十字病院	4区分	2018/2/19				
	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとの医療センター	3区分	2017/2/27				
高知	社会医療法人 近森会 近森病院	3区分	2016/8/4				
福岡	社会医療法人 共愛会 戸畠共立病院	1区分	2018/2/19				
	社会医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	2区分	2017/8/2				
	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2				
	福岡赤十字病院	5区分	2018/8/30				
佐賀	社会医療法人謙仁会 山元記念病院	1区分	2018/8/30				
	社会医療法人 祐愛会織田病院	1区分	2017/8/2				
	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	3区分	2019/2/21				
熊本	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	3区分	2019/2/21				

特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



都道府県別 特定行為研修修了者就業状況

(平成30年3月現在 看護課調べ)



【就業場所別修了者数】

就業場所	修了者総数	割合	2017年度修了者	2016年度修了者	2015年度修了者
病院	870	84%	373	270	227
診療所	11	1%	2	4	5
訪問看護ステーション	47	5%	29	14	4
介護施設	15	1%	6	5	4
その他	36	3%	10	8	18
不明	62	6%	23	34	5
総数	1041名	100%	443名	335名	263名

特定行為研修の推進に係る支援等について

看護師を研修に出し、研修修了者を活用する場合

- ・看護師を研修に出すための体制（受講料負担、職免等）を整備し、看護師に研修を受けてもらう。
- ・指定研修機関及び協力施設でない場合は、e-learning以外の実習については他施設で実施する。
- ・研修修了後は、研修修了者を現場で活動するために、手順書の作成及び活動モデルの検討、処遇の検討等の活動体制整備を行う。



医療機関への支援等

【特定行為研修の導入・活用の推進】

- ✓ 地域医療介護総合確保基金
(受講料等の費用補助、代替職員雇用の費用補助等)

＜参考＞

一定の要件を満たした研修修了者が、診療報酬上の施設基準の要件とされている項目がある。

指定研修機関になる場合

- ・自ら指定研修機関となり、自施設及び他施設の看護師の研修を実施する。
- ・指定研修機関としての体制整備（指導者の確保等）が必要。
- ・自施設において必要なパッケージ研修等を選択し、研修を実施できる。
- ・就労しながら実習を行うことが可能。

指定研修機関の協力施設（自施設で実習実施）になる場合

- ・指定研修機関の協力施設となることで、就労しながら実習を行うことが可能。



医療機関への支援

【指定研修機関の確保の推進】

- ✓ 研修機関導入促進支援事業（導入時の補助）
- ✓ 指定研修機関運営事業（ランニングコスト）※
※協力施設については、指定研修機関から必要経費を支援



看護師のメリット

- ✓ 患者の状態を自律的に判断し、より安全かつ適切なタイミングで患者に必要な医療を提供することで、患者の早期回復を図ることができる。
- ✓ 患者を待たせず、タイムリーに医療を提供できることにより、看護師自身の精神的負担軽減を図ることができる。
- ✓ 医師との共通言語としての実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能を習得できる。
- ✓ 一般教育訓練給付金の活用
- ✓ 手当の支給や昇給、昇格

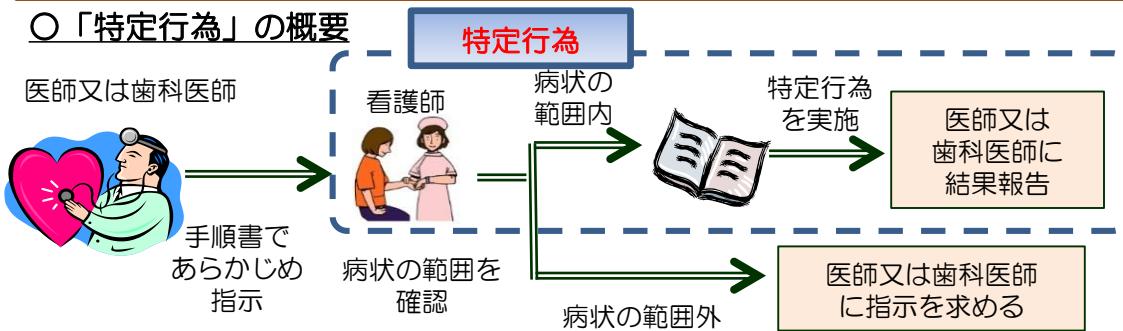
看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

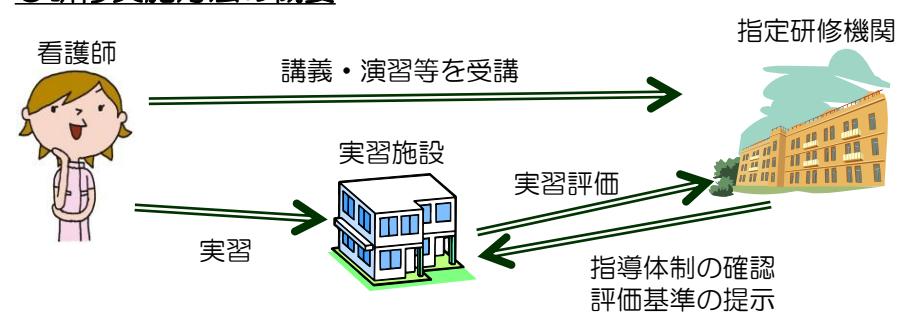
平成30年度予算額 346,820千円（平成29年度予算額 403,306千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るために、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

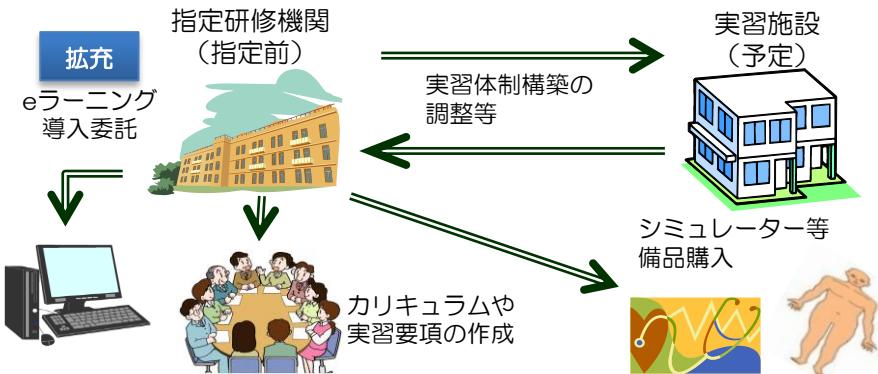
看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

予算額 95,102千円（148,864千円）

【1施設あたり基準額 4,468千円（3,766千円）】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業（指定研修機関指定前の補助）



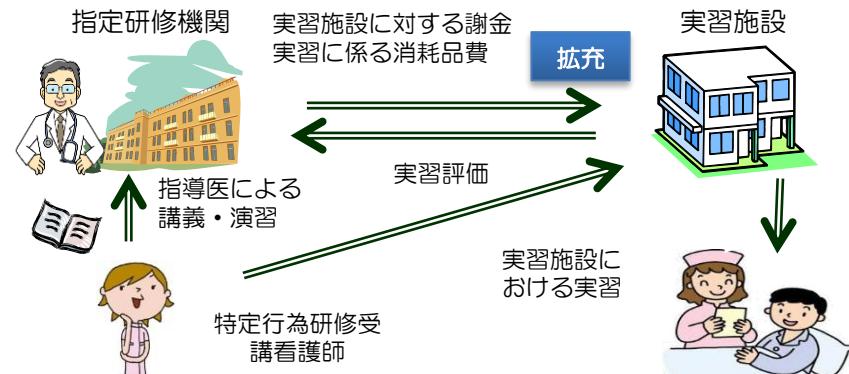
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

予算額 251,718千円（254,442千円）

【1施設あたり基準額 4,954千円（4,414千円）】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導医に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業（指定研修機関指定後の補助）



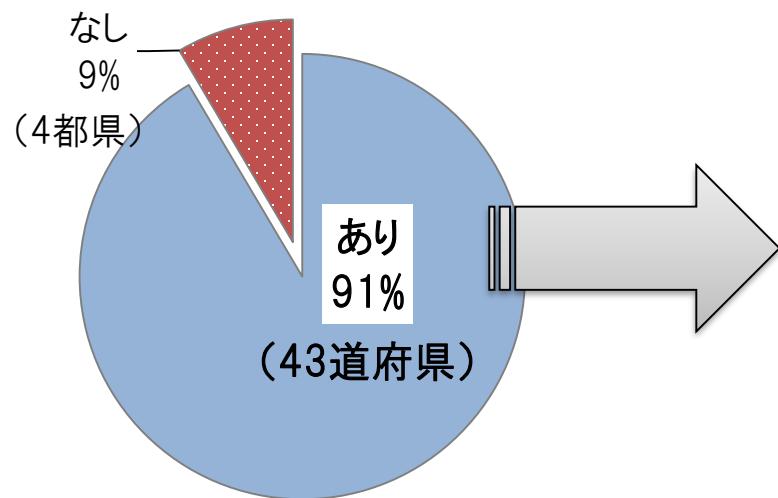
医療計画における特定行為研修体制の整備に係る計画策定状況

- 平成30年度からの医療計画作成指針※において、特定行為研修についても、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載することとしている。

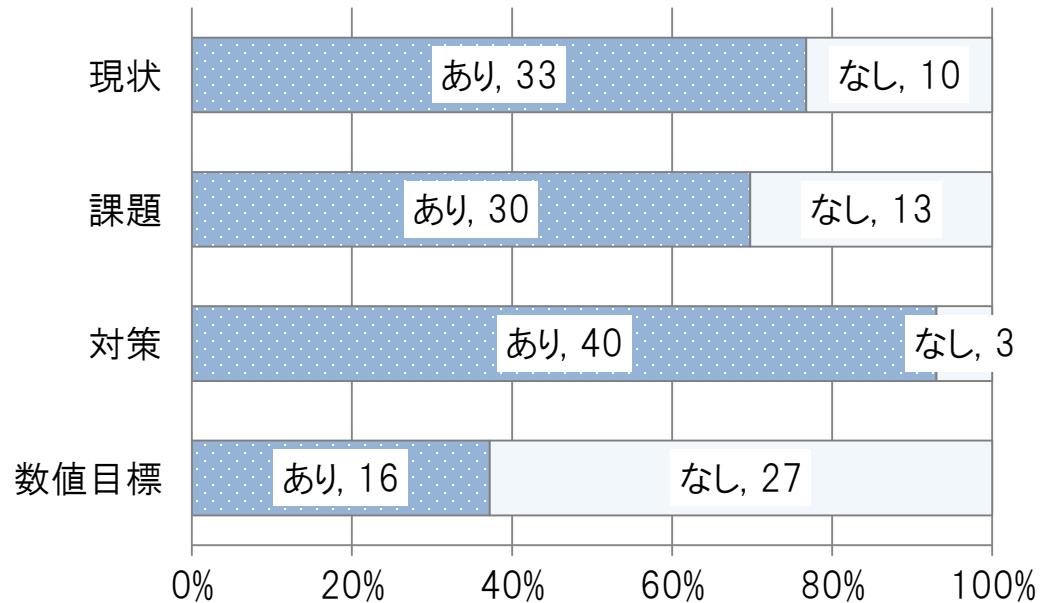
※ 「「医療計画について」の一部改正について」（平成29年7月31日付け医政発0731号第4号厚生労働省医政局長通知）

- 平成30年度からの医療計画において、特定行為研修制度に係る何らかの計画を記載している都道府県は9割（43道府県）に達するが、内容については様々である。

■ 医療計画における特定行為研修体制の整備等に係る 計画策定の有無



■ 特定行為研修体制の整備等に関する「現状」「課題」「対策」「数値目標」の記載状況（43道府県）



(医政局看護課調べ)

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(平成29年度実施状況・平成30年度計画)

看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (平成30年8月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握とともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る平成29年度の実施状況及び平成30年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		平成29年度実施状況	平成30年度事業計画
事業実施都道府県数		21府県	34道県
実施事業数		33件	60件 (うち新規事業25件)
実施財源	地域医療介護総合確保基金	26件 (21県)	50件 (31県)
	地域医療介護総合確保基金以外	7件 (3県)	9件 (5県)
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用 18件 青森県 ² 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、福島県 ² 、茨城県 ³ 、群馬県 ² 、富山県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、鳥取県 ³ 、島根県 ³ 、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³	27件 (新規7) 青森県 ² 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、福島県 ² 、茨城県 ³ 、栃木県 ³ 、群馬県 ² 、富山県 ³ 、石川県 ³ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ³ 、鳥取県 ³ 、島根県 ³ 、広島県 ³ ※、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ³ 、高知県、長崎県 ³ 、熊本県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³
		代替職員雇用の費用 3件 茨城県 ³ 、島根県 ³ 、沖縄県 ³	7件 (新規4) 茨城県 ³ 、神奈川県 ² 、静岡県 ³ 、兵庫県 ¹ 、島根県 ³ 、広島県 ³ ※、熊本県 ³ 、沖縄県 ³
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等	1件 (新規1) 沖縄県 ³
	研修制度の普及促進等	ニーズ・課題等調査 5件 富山県、岐阜県、島根県、熊本県 ³ 、大分県 ³	10件 (新規4) 山形県 ³ 、群馬県 ² 、千葉県、富山県、岐阜県、島根県、佐賀県 ³ 、熊本県 ³ 、宮崎県
		症例検討・実践報告・研修会 3件 群馬県 ² 、岐阜県、島根県	5件 (新規2) 群馬県 ² 、石川県 ³ 、岐阜県、島根県、佐賀県 ³
		制度の説明・周知、受講支援制度の紹介 4件 茨城県 ³ 、神奈川県 ³ 、富山県、岐阜県	7件 (新規6) 北海道 ² 、山形県 ³ 、福島県 ² 、岐阜県、岡山県 ³ 、広島県 ³ 、佐賀県 ³
		指定研修機関の取組み、効果の紹介	2件 茨城県 ³ 、島根県
	その他	その他 (協力施設への運営費の補助)	1件 (新規1) 静岡県 ³

(都道府県名に上付けしている数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す) 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業
※ 広島県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施している。

◆ H30年度事業計画例：指定研修機関に対する支援及び協力施設への支援（静岡県、沖縄県）

都道府県	事業名	事業概要
静岡県	特定行為研修運営事業費補助金	特定行為研修を開催する協力施設に対し、研修運営費の一部を補助する。
沖縄県	特定行為研修機関支援事業	県内で看護師特定行為研修を行う指定研修機関の設備整備等に必要な経費を補助する。(国庫補助対象外の部分を補助)

診療報酬(平成30年度改定)における特定行為研修の評価 (参考)

評価項目	特定行為研修において該当する区分										
<p>■ B001 糖尿病合併症管理料 糖尿病足病変ハイリスク要因を有する入院中の患者以外の患者であって、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた場合で医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月に1回に限り算定する。 糖尿病合併症管理料の要件である「適切な研修」</p>	以下の2区分とも修了した場合 <input type="radio"/> 創傷管理関連 <input type="radio"/> 血糖コントロールに係る薬剤投与関連										
<p>■ B001 糖尿病透析予防指導管理料 糖尿病の患者であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。 糖尿病透析予防指導管理料の看護師の要件である「適切な研修」</p>	<input type="radio"/> 血糖コントロールに係る薬剤投与関連										
<p>■ C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の要件である「所定の研修」</p>	<input type="radio"/> 創傷管理関連										
<p>■ 特定集中治療室管理料1及び2 1回の入院について、当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できる。対象となる患者は、次に掲げる状態にあって、医師が特定集中治療室管理が必要であると認めた者。</p> <table> <tbody> <tr> <td>ア 意識障害又は昏睡</td> <td>カ 重篤な代謝障害</td> </tr> <tr> <td>イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪</td> <td>キ 広範囲熱傷</td> </tr> <tr> <td>ウ 急性心不全（心筋梗塞含む）</td> <td>ク 大手術後</td> </tr> <tr> <td>エ 急性薬物中毒</td> <td>ケ 救急蘇生後</td> </tr> <tr> <td>オ ショック</td> <td>コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態</td> </tr> </tbody> </table> 特定集中治療室管理料1及び2の施設基準で求める「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修」	ア 意識障害又は昏睡	カ 重篤な代謝障害	イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪	キ 広範囲熱傷	ウ 急性心不全（心筋梗塞含む）	ク 大手術後	エ 急性薬物中毒	ケ 救急蘇生後	オ ショック	コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態	以下の8区分をすべて修了した場合 <input type="radio"/> 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 <input type="radio"/> 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 <input type="radio"/> 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 <input type="radio"/> 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 <input type="radio"/> 循環動態に係る薬剤投与関連 <input type="radio"/> 術後疼痛関連 <input type="radio"/> 循環器関連 <input type="radio"/> 精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連
ア 意識障害又は昏睡	カ 重篤な代謝障害										
イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪	キ 広範囲熱傷										
ウ 急性心不全（心筋梗塞含む）	ク 大手術後										
エ 急性薬物中毒	ケ 救急蘇生後										
オ ショック	コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態										

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

＜給付の内容＞

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

＜支給要件＞

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:11,546講座(平成30年10月時点)

①輸送・機械運転関係 6,242講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係 2,871講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 624講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 332講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 393講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 231講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 283講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 27講座
(技能検定等)

⑨その他 543講座
(大学院修士課程等)

●指定研修機関が実施する**特定行為研修**を受講した者が教育訓練給付の支給を受けるためには、あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要があります。指定を受けるための基準としては、例えば以下の基準等ありますので、申請を希望される場合は、厚生労働省HPに掲載の「教育訓練施設向けパンフレット」を事前に良くご確認ください。

【指定基準の例】

- ・一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座や、特定の会員のみに受講者を限定する講座は指定の対象とはなりません。
- ・一般教育訓練実施者が教育訓練事業を開始した日以降調査票提出日までに、定款等に記載の営業年度で実際に1営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間継続的に安定して運営されていること。

【参考】厚生労働省HP » 講座を運営する事業者(スクール)の方へ(一般教育訓練)»「教育訓練施設向けパンフレット」掲載場所URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou/douyou/shokugyounouryoku/careerFormation/kyouiku/03.html>

● なお、現在、「人づくり革命基本構想」等を踏まえ、「一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する」ことが検討されています。

3. 特定行為研修制度の今後の方向性

特定行為研修の研修内容等に関する意見 概要①

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会(平成30年12月14日)

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修分科会では、本制度の施行状況の評価等を踏まえ、特定行為研修の研修内容等について審議を行い、平成30年12月に以下の通り意見を取りまとめた。

特定行為研修における特定行為の領域別のパッケージ化について

■ 特定行為区分について

在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とする。

■ パッケージ化する特定行為について

各領域においてパッケージ化する特定行為区分及び特定行為については別表の通りとする。

■ 特定行為研修の内容及び時間数について

共通科目及び区分別科目の研修内容について、科目横断的に学ぶことによる研修内容の精錬化を図り、各科目の内容及び時間数を変更する。

【共通科目】

科目	改正前 時間数	改定案 時間数
1 臨床病態生理学	45	30
2 臨床推論	45	45
3 フィジカルアセスメント	45	45
4 臨床薬理学	45	45
5 疾病・臨床病態概論	60	40
6 医療安全学	30	
7 特定行為実践	45	45
合計時間 (共通科目)	315時間 (100%)	250時間 (79%)

【区分別科目：在宅・慢性期領域】

特定行為区分	特定行為	改正前 時間数	改正後 時間数
3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	21	8 + 5症例
8 ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	48	16 + 5症例
	膀胱ろうカテーテルの交換		
11 創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	72	26 + 5症例
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		
15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	36	10 + 5症例
	脱水症状に対する輸液による補正		
合計時間 (共通科目 + 区分別科目)	492時間 (100%)	310 (63%) + 各5症例	

※ 経験すべき症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度（通知別紙6）

特定行為研修の研修内容等に関する意見 概要②

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会(平成30年12月14日)

【区別科目：外科術後病棟管理領域】

特定行為区分	特定行為	改正前 時間数	改正後 時間数
1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	22	9 + 5症例
	侵襲的陽圧換気の設定の変更		17 + 5×2症例
2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	63	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		
	人工呼吸器からの離脱		
3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	21	8 + 5症例
6 胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	30	13 + 5×2症例
	胸腔ドレーンの抜去		
7 腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿(セン)刺針の抜針を含む。）	21	8 + 5症例
9 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	18	7 + 5症例
10 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	21	8 + 5症例
12 創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	15	5 + 5症例
13 動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	30	8 + 5症例
	橈(トウ)骨動脈ラインの確保		
15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	36	10 + 5症例
	脱水症状に対する輸液による補正		
18 術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	21	8 + 5症例
19 循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	60	
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整		
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整		
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整		
合計時間（共通科目+区別科目）		673時間 (100%)	365 (54%) +各5症例

【区別科目：術中麻酔管理領域】

特定行為区分	特定行為	改正前 時間数	改正後 時間数
1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	22	9 + 5症例
	侵襲的陽圧換気の設定の変更		
2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	63	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		
	人工呼吸器からの離脱		
13 動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿(セン)刺法による採血	30	13 + 5×2症例
	橈(トウ)骨動脈ラインの確保		
15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	36	
	脱水症状に対する輸液による補正		
18 術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	21	8 + 5症例
19 循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	60	
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整		
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整		
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整		
合計時間（共通科目+区別科目）		547時間 (100%)	316(58%) +各5症例

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律要綱」の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法）

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。
(※)自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）

2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

III 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

医療機関における医師の労働時間の短縮に向けて(医療機関内の取組)

- 2019年4月に働き方改革関連法が施行されるが、医師についても適用が猶予されている時間外労働上限規制の5年後の適用に向け、医療現場において医師の労働時間の短縮策を進める必要がある。
- 具体的には、2018年2月にとりまとめた「緊急的な取組」について、さらに推進する必要がある。

～2019年3月

医師について時間外労働上限時間を含めたとりまとめ

【「緊急的な取組」のさらなる推進】

- ・医師の労働時間管理の適正化に向けた取組
- ・36協定等の自己点検
- ・既存の産業保健の仕組みの活用
- ・タスク・シフティングの推進
- ・女性医師等に対する支援
- ・医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

- ・医師の意識改革

上記の他

医療機関の機能分化・連携、医師偏在対策、医師養成、上手な医療のかかり方の周知等

2024年4月に向けて

- 各医療機関において「医師勤務時間短縮計画」を策定するよう、各都道府県（医療勤務環境改善支援センター）を通じて促す

※平成31年度から、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品・ソフトウェアについては、税法上の特別償却制度が適用される

- 平成31年度予算案において新規に計上している各種事業により、各医療機関の取組をバックアップ

- ・タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業
⇒好事例の増加その横展開
- ・医療機関の勤務環境マネジメント向上支援事業
⇒全国の病院長の勤務環境改善に係る意識改革
- ・医療従事者の働き方改革支援資金
⇒（独）福祉医療機構による融資拡充

- 医療勤務環境改善支援センターが都道府県労働局や日本医師会等関係機関と連携した、働き方改革関連法の説明会の実施

※都道府県宛て厚生労働省医政局医療経営支援課長通知発出（平成30年11月21日付）

- 医療勤務環境改善支援センターの機能強化

- ・外部有識者による医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー等職員に対する助言派遣事業実施
- ・医療勤務環境改善支援センター職員も交え有識者による医療機関支援モデル事業実施
- ・勤務環境改善の推進による病院経営への影響に関する調査・研究事業により、経営改善にもつながることを周知するための好事例を提供
- ・医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー等職員向け教材作成により好事例紹介
- ・都道府県の担当課長や担当者を一堂に会した会議や研修会実施

- 医療機関向け勤務環境改善支援のための「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」掲載の好事例更新及び各医療機関が自院の取り組む勤務環境改善の状況を全国比較するための自己診断機能を追加

特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省ウェブサイト

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス
> 特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・日報

本文へ お問い合わせ窓口 カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス > 特定行為に係る看護師の研修制度

健康・医療 特定行為に係る看護師の研修制度

● 施策紹介 ● 指定研修機関等について ● 指導者講習会・指導者リーダー講習会
● 指定研修機関の指定等の申請をお考えの方へ ● 関連情報
● 特定行為研修シンポジウム・意見交換会・説明会等

このホームページは、平成27年10月1日に施行された特定行為に係る看護師の研修制度について紹介するものです。

特定行為研修制度
ポータルサイトもご覧ください



- トピックス
- 施策紹介
 - 制度に関するQ&A
 - リーフレットについて 等
- 指導者講習会・指導者リーダー講習会
- 指定研修機関について
- 指定研修機関の指定の申請をお考えの方へ
 - 指定申請等様式
 - 指定申請等に関するQ&A 等
- 関連情報
 - 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会
- シンポジウム・意見交換会・説明会等

▶ 健康

▶ 食品

▶ 医療

▶ 医療保険

※地方厚生局のウェブサイトでも
制度のご案内をしています。

▶ 水道